

海匝地域農林業振興方針
(第7次 令和8年度～11年度)

令和8年6月
千葉県海匝農業事務所
千葉県北部林業事務所

力強く、未来につなぐ、海匝の農林業を目指して

海匝地域は、豊かな土地資源と温暖な気候、首都圏に隣接するという恵まれた立地条件のもと、農林業者や関係機関・団体等のたゆまぬ努力により、県内一の農業産出額を誇り常に本県農業をリードする地域として発展しています。

また、当地域の森林は、スギやヒノキといった人工林の割合が低く、木材生産は盛んではないものの、海岸の防災林は飛砂や潮風を防ぎ、津波被害の軽減も期待されるなど、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしています。

このような中、県農林水産部では『千葉県総合計画～ちばの未来をともに創る～』を実現するための具体的な取組を示す「千葉県農林水産業振興計画」（令和8年度～11年度）を策定しました。「次世代を担う人材の確保・育成」と「農林水産業の成長力の強化」「需要を捉えた販売力の強化と輸出促進」「地域の特色を生かした農山漁村の活性化」「災害等への危機管理強化」の5つの基本施策で構成されています。

海匝農業事務所及び北部林業事務所におきましても、この計画を地域として推進するため、当地域の実情に即した振興方策として、この度、第7次の「海匝地域農林業振興方針」（令和8年度～11年度）を策定いたしました。

この方針のもと、次世代を担う人材の確保・育成、海匝地域の生産振興、海匝地域の特色を生かした農村の活性化、災害等への危機管理強化の4つの基本施策に取り組めます。

また、森林・林業関係では、海岸県有保安林の整備、適切な森林整備の促進に重点的に取り組めます。

農林業者や農林関係団体、市や地域住民等と密接に連携をとりながら、所得向上による魅力ある農林業の実現と県内一の農業産地の持続的な発展、経営感覚に優れた高い技術力を持つ担い手の育成、活力ある農村づくり等を目指して、諸施策の積極的な展開に努めてまいります。

今後も皆様方のますますの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月

千葉県海匝農業事務所長	加地 成至
千葉県北部林業事務所長	今関 達治

目 次

第1	海匝地域の農林業の現状と課題及び取り巻く環境の変化……………	P 1
1	地域の概況	
2	地域の農林業の概況	
3	地域の農林業の課題及び取り巻く環境の変化	
第2	基本方針・基本施策……………	P 3
1	基本方針	
2	基本施策	
A	【次世代を担う人材の確保・育成】……………	P 4
(1)	農業者の経営力の向上	
(2)	農業を支える多様な担い手の確保・定着	
(3)	森林・林業を支える多様な担い手の確保・定着	
B	【海匝地域の農林産物の生産振興】……………	P 8
(1)	園芸産地の維持強化	
(2)	農産産地の維持強化	
(3)	畜産の生産基盤強化	
(4)	森林・林業振興	
(5)	生産基盤強化・充実	
(6)	スマート農業の加速化	
(7)	農地利用の最適化	
(8)	農産物の安全確保と消費者の信頼確保	
(9)	環境に配慮した農林業の推進	
C	【海匝地域の特色を生かした農村の活性化】……………	P 2 5
(1)	地域の特色に応じた販売の促進	
(2)	農山漁村を支える活力の創出	
(3)	有害鳥獣の対策強化	
D	【災害等への危機管理強化】……………	P 2 8
(1)	台風、豪雨など気象災害への備え	
(2)	家畜伝染病への備え	
第3	重点施策・取組……………	P 3 3
1	施設野菜	
2	露地野菜	
3	農産（基盤整備地区）	
4	畜産	
5	森林・林業	
第4	支援対象一覧、指標一覧、参考資料……………	P 3 8

第1 海匝地域の農林業の現状と課題及び取り巻く環境の変化

1 地域の概況

海匝地域※は、銚子市、旭市、匝瑳市の3市からなり、千葉県北東部で東京からの直線距離で約70～100kmに位置しています。九十九里海岸に接する「海岸砂地地帯」と広大な干潟耕地を含む「沖積平坦地帯」及びその後背地に位置する洪積関東ローム層の「北総東部台地地帯」に大別でき、気温は年平均で17℃前後、年間降雨量は1,700mm前後で積雪はほとんど見られず、温暖な海洋性気候となっています。

※なお、土地改良事業の所管区域は、香取市、東庄町、多古町、横芝光町の一部を含む4市3町で構成されています。

2 地域の農林業の現状

(1) 耕地面積・森林面積

令和7年の海匝地域の耕地面積は13,800haで、田7,600ha、畑6,190haで田面積の比率(55%)がやや高くなっています。耕地面積は県全体の11.6%を占め、海匝地域の土地面積に対する耕地面積割合は43.7%(県平均23.1%)と、耕地面積割合は県内第1位となっています。

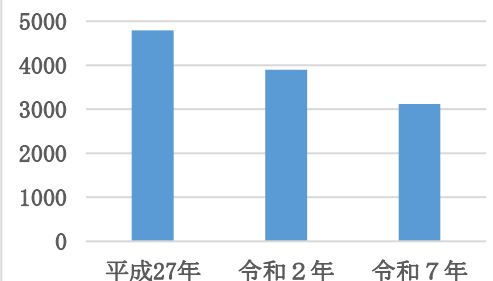
また、海匝地域の森林面積は3,890haで、林野率12.3%は県平均28.1%を下回っています。

(2) 農林業経営体数

令和7年の農林業経営体数は3,120経営体で、令和2年の3,899経営体から779経営体(20.0%)減少しています。

うち販売額3千万円以上の農業経営体数は505経営体で、県全体の32.8%を占め、県内で最も高い割合となっています。

海匝管内の農林業経営体数

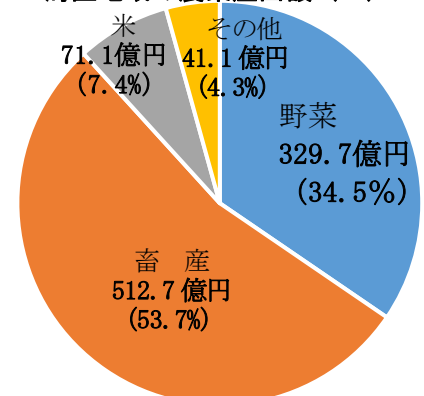


(3) 農業産出額

令和5年の農業産出額は954.6億円で、県全体の23.7%を占めており、県内第1位となっています。

部門別では、野菜329.7億円(34.5%)、畜産512.7億円(53.7%)、米71.1億円(7.4%)で、野菜と畜産で9割近くを占めています。県内順位は、野菜、畜産がともに第1位、米は第4位となっています。

海匝地域の農業産出額 (R5)



(4) 地区別の農産物の特徴

銚子市・旭市の北総東部台地地帯では、露地野菜（キャベツ、だいこん、メロン、パセリ、スイートコーン等）を、旭市の海岸砂地地帯では施設野菜（きゅうり、トマト、いちご）を主体とした産地が形成されています。また、畜産は養豚、養鶏を主体に全域で盛んです。さらに、旭市では米と施設花き、匝瑳市では、ねぎ・米・植木類など、地域の特徴を生かした農業生産が活発に展開されており、水田転作については、飼料用米等の生産が行われています。

3 地域の農林業の課題及び取り巻く環境の変化

農林業については、生産者の減少と高齢化の進展などに加え、気候変動による夏場の高温化や気象災害の発生、生産・物流コストの高騰、A I、I C T等を活用したスマート技術の開発、農地の減少や耕作放棄地の増加、イノシシなど野生鳥獣被害の拡大、森林の荒廃や放置竹林の拡大などが進行しています。

また、令和6年度に海匝地域で続発した高病原性鳥インフルエンザでは、当地域で332.7万羽の殺処分を行うなど大きな被害が生じました。

これらに対応するため、地域農業の担い手や新規就農者の確保・育成とスマート農業の推進、基盤整備の強化・充実、災害等への危機管理強化を進めていくことが重要です。

海匝地域は、温暖な気候、広い耕地と豊かな自然に恵まれ、農業が盛んで、産出額等が全国上位の農産物が多い地域です。また、多様な観光資源を有するなど農産物販売や都市農村交流の面においてポテンシャルの高い地域です。このような海匝地域の魅力について情報発信し、新規就農者等の取込みにつなげていくことが重要です。

本地域の農林業が今後とも発展していくためには、このような環境の変化や課題を的確に捉え、施策展開につなげる必要があります。

第2 基本方針・基本施策

1 基本方針

力強く、未来につなぐ、海匠の農林業

～多様な担い手が活躍し、稼げる海匠農林業を目指して～

第7次方針では、次世代を担う人材の確保・育成、海匠地域の生産振興、海匠地域の特色を生かした農村の活性化、災害等への危機管理強化の4つの基本施策を掲げ、多様な担い手が活躍し、稼げる海匠農林業を目指します。

海匠地域では、野菜と畜産が農業産出額の9割近くを占めることから、野菜・畜産産地の維持発展とこれらを支える担い手の育成を図ることが重要です。また、スマート農業の加速化や生産基盤の強化・充実、近年増加している災害等への備えも重要な取組です。

そのため、当方針においては、以下の目標を掲げ各種施策を展開していきます。

	目標（令和11年度）	【参考】第6次方針の実績 （令和7年度末見込み）
農業産出額（億円）	1,000 億円	954 億円 （令和5年度）
管内の新規就農者 （4か年の累計・名）	100 名	108 名
スマート農業の導入 （4か年の累計・戸）	250 件	216 件
新規のほ場整備地区数	1 地区	—

2 基本施策

A 次世代を担う人材の確保・育成

(1) 農業者の経営力の向上

【現状認識】

令和7年の基幹的農業従事者数(個人経営体)は5,696人、5年前と比較して1,605人減少し、減少率で20.2%になります。65歳以上の割合は56.3%で2.9ポイント増加しています。一方49歳以下の割合は18.5%で県平均の13.1%を5.4ポイント上回っています。

海匠地域の基幹的農業従事者数(個人経営体) 2025 農林業センサス(概数値)

年	項目	銚子市	旭市	匝瑳市	海匠地域
2025年 (令和7年)	基幹的農業従事者数	1,730人	2,952人	1,014人	5,696人
	内 65歳以上の割合	49.2%	56.7%	67.3%	56.3%
2020年 (令和2年)	基幹的農業従事者数	2,086人	3,798人	1,417人	7,301人
	内 65歳以上の割合	43.9%	54.5%	64.5%	53.4%
比較	基幹的農業従事者	△356人	△846人	△403人	△1,605人
	減少率	△17.1%	△22.3%	△28.4%	△20.2%

年齢別基幹的農業従事者数(個人経営体) 2025 農林業センサス(概数値)

年齢		15～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65～ 69	70～ 74	75～ 79	80～ 84	85 以上	計
海 匠 地 域	人数	91	132	223	262	345	400	414	621	815	992	833	362	206	5,696
	割合	1.6%	2.3%	3.9%	4.6%	6.1%	7.0%	7.3%	10.9%	14.3%	17.4%	14.6%	6.4%	3.6%	
		18.5%					25.2%			56.3%					
千 葉 県	割合	1.2%	1.5%	2.6%	3.6%	4.4%	5.2%	5.5%	8.5%	13.8%	20.4%	18.4%	9.1%	5.9%	
		13.1%					19.2%			67.4%					

認定農業者は1,267経営体(令和5年)で県内の21%を占め、その内女性認定農業者が118名であり、女性の経営参画は一定程度進んでいます。また、家族経営協定の締結により、家族間の役割分担や就業条件が明確になり、女性や後継者の経営参画の意識が高まっています。

集落営農として、91組織(令和7年)が活動しており、水稻の機械・施設利用がほとんど占めています。また、そのうち農事組合法人は、9法人となっています。

【基本方向】

認定農業者等の産地を牽引する経営感覚に優れた経営体を育成するため、生産技術の改善、経営面積や生産施設の拡大、雇用労働力の確保に向けた支援を行い、経営継承の円滑化により担い手を確保します。

地域や生産組織において活躍する女性の掘り起こしを行い、経営や地域社会への

参画を促します。

集落営農組織の法人化を進め、経営の安定化による継続的な発展を図ります。

【取組方策】

ア 経営感覚に優れた農業者の育成

認定農業者等に対し、それぞれの経営課題に対し指導・支援を行い、併せて、JA等の生産部会や法人や組織等に対し、様々なテーマの研修会を実施し、経営力の向上による経営感覚に優れた担い手を育成します。

農業経営の法人化による企業的経営体への発展を促し、雇用導入や省力化機械の導入等による規模拡大により収益を向上させる経営体を育成します。

イ パートナーシップ型農業経営の推進

女性農業者の組織活動を通じて仲間づくりを進め、リーダーの掘り起こしを行います。

さらに生産組織に女性活動を位置付けるよう促し、女性農業者が活躍できる地域や産地振興を進めます。

ウ 集落営農組織など組織経営体の育成

集落機能の維持などの保全会や既存の機械施設利用組合等に対し、集落営農組織の設立に向けた提案を行い、新たな組織化については法人化を促します。また、手法として基盤整備事業や農地中間管理事業の積極的な活用を検討します。

エ 多様な労働力の確保

労働力の確保に向け、就業条件の整備や働きやすい環境づくりを進める仕組みづくりを進め、地域として雇用労働力を受け入れる体制を整えます。

(2) 農業を支える多様な担い手の確保・定着

【現状認識】

新規就農者については、令和7年度は新規学卒就農者等が23名、認定新規就農者が25名おり、一定数の新規就農者の確保ができています。しかし、現在の農業生産を維持発展するためには、さらなる新規就農者の確保が必要です。

また、外国人の雇用制度として、新しく「育成就労制度」がスタートする予定です。

【基本方向】

新規就農者に対し、就農準備期から経営改善期までの段階ごとに支援を行います。特に、農業経営体育成セミナー修了後から、農業士、指導農業士等の発展段階とし

てのリーダーを育成し、地域農業の核となるよう誘導します。

また、地域や農家において、雇用労働力の確保・定着を図るため、関係機関と連携し、雇用環境整備を進めます。

【取組方策】

ア 農業内外からの新規就農と定着の促進

- (ア) 就農希望者に対し、関係機関と連携して就農相談、技術習得、農地確保等を支援し、認定新規就農者制度、新規就農者育成総合対策（新規就農者の経営発展支援、雇用就農促進、就農研修支援）、各市の新規就農者に向けた支援策等の活用により、早期自立による就農定着を目指します。
- (イ) 農業経営体育成セミナーへの参加を促し、カリキュラムの充実による一層の経営力向上、就農の定着を図ります。
- (ウ) 農業経営体育成セミナーの修了者を段階的に農業士、指導農業士としての発展段階を目標に育成し、地域のリーダーとなるよう支援します。
- (エ) 女性農業者に対して、農家生活・農業生産の開始から、地域（グループ）活動等を通して、定着から、経営参画、リーダー育成等段階的に育成します。
- (オ) 関係機関と連携し、雇用に関する各種制度や法令等情報提供を行い、様々な形の労働力活用における受入れの体制整備を進めます。
- (カ) 労力補完としての農業支援サービスを行う事業者（農業者）の育成と活用を図ります。

【達成指標】

項 目	現状（令和 7 年度）	目標（令和 11 年度）
認定農業者※ 1	1, 299 経営体	1, 300 経営体
新規就農者数※ 2	23 名/年	25 名/年
農業経営体育成セミナー修了者数※ 3	10 名/年	10 名/年
家族経営協定締結数※ 4	486 戸	494 戸

※ 1 3 市合計（国認定、県認定含む）経営体数 2025 年 3 月時点

※ 2 新規就農実態調査（担い手支援課）区分 農家跡継ぎ、新規参入、雇用就農
（現状は令和 7 年度）

※ 3 農業経営体育成セミナーの 3 か年のカリキュラム修了者

※ 4 のべ締結数、現状は 2026 年 3 月末の締結数

(3) 森林・林業を支える多様な担い手の確保・定着

【現状認識】

林業事業体の多くは、生産効率や収益性が低く、雇用・労働条件が他産業に比べて厳しい状況にあることから、林業事業体の経営基盤を強化する必要があります。

また、手入れの行き届かない森林が増えていることから、地域住民や市民活動団体等、多様な人材の参画を得て、県民の財産でもある森林を守り育てていく必要があります。

【基本方向】

林業事業体を育成するため、林業事業体の経営基盤強化・雇用環境の改善などにより、林業事業体の経営の安定と林業就業者の定着を促進します。

また、里山の保全や海岸県有保安林の再生を図るため、地域住民や企業、市民活動団体等による活動を支援します。

【取組方策】

ア 林業事業体の育成

林業事業体に対し、経営改善のための研修及び経営診断の実施や、伐採・運材作業の低コスト化及び労働負担の軽減に資する高性能林業機械の活用を支援し、経営基盤の強化を図ります。

また、林業就業者を対象とした、資格取得促進支援や、林業機械の実地研修等を実施し、効率的な施業を実施することができる人材の育成を進めます。

イ 多様な人材の確保・育成

多様な人材の確保・育成のため、千葉県林業労働力確保支援センター等が行う、林業就業希望者と林業事業体とをつなぐ面談会の開催を支援するほか、市民活動団体等に対して、安全管理の徹底や計画的な森林整備の実施など、林業技術の改善等に向けた取組を支援します。

また、建設業などの他業種の事業者を対象とした森林・林業の知識・技術を習得するための講習会を開催し、新規事業者が円滑に参入できるよう取り組みます。

あわせて、里山の保全や海岸県有保安林の再生に向けた地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動を促進します。

B 海匠地域の農林産物の生産振興

(1) 園芸産地の維持強化

【現状認識】

海匠地域は野菜をはじめとした園芸品目の生産が盛んです。トマト、きゅうり、いちごなどの施設野菜、キャベツ、だいこん、メロン、ねぎなどの露地野菜を主とした野菜の産出額は約 330 億円で県内の約 1/4 を占める大産地です。

花植木は切花や鉢花、植木など多種多様の品目が生産されており、果樹は日本なしを中心に主に直売向けに生産されています。



園芸生産施設

【基本方向】

各品目に応じ、生産性の拡大のための施設化の推進や省力機械等の導入による規模拡大、雇用労働力の確保による生産力の強化、猛暑や乾燥・豪雨等の気候変動や病害虫の発生等に左右されない栽培方法の確立を支援します。

また、ICTを活用したスマート農業の実現、生産・流通工程の確認による異物混入防止や農作業安全の取組、集出荷貯蔵施設の整備、青果物の規格統一支援や集出荷体制の合理化支援等により、産地の維持・発展を図るとともに、販売価格向上のための消費者理解を進めます。

海匠地域の園芸部門農業産出額

単位：1,000 万円

市 名	野 菜	果 実	花 き	花き(参考)
銚子市	1,448	3	10	11
旭 市	1,602	20	非公表	120
匝 瑳 市	247	-	77	35
海 匠 計	3,297	23	—	166
千 葉 県	13,358	1,075	2,000	1,862

＊令和5年市町村別農業算出額（花き参考は平成30年の値）

【取組方策】

ア 施設野菜

主力品目である、きゅうり、トマト、いちごを中心とした、夏期の高温対策や病害虫防除技術により安定生産を進めます。また、環境モニタリング装置や炭酸ガス施用などの環境制御技術などのスマート農業技術の活用、新規参入の支援や労働力確保による生産力強化を支援するとともに産地強化を推進します。

イ 露地野菜

主力品目である、キャベツ、だいこん、ねぎ、メロン、にんじん等を中心に、地域特産品目であるパセリ、スイートコーンなどの安定生産を進めるとともに、サツマイモの新品種等の導入を検討・推進します。また、農地集積による農地の集約、規模拡大に向けた大型・省力化機械の導入、スマート農業の推進、災害対策等により、高品質・安定生産できる大規模産地維持を支援します。

野菜の主力品目の販売金額

単位：1,000 万円

キャベツ	だいこん	トマト	きゅうり	いちご	メロン	ねぎ
630	470	289	275	249	242	142

＊ 令和5年市町村別農業算出額の合計値

ウ 花植木

花き類は、切り花、鉢花、花苗などの多様な個別経営の生産技術改善、経営管理能力向上、販売方法の検討、後継者育成の取組等により、生産力の維持・向上を図ります。

植木はマキ類を中心とした緑化樹木の生産技術の向上及び植木伝統樹芸士及び植木銘木 100 選の認定等による国内流通支援や輸出拡大等に取り組めます。



鉢花：シクラメン

エ 果樹

梨園の高樹齢化対策として、改植や新品種の導入、若木に適応した生産管理に取り組み、スマートフォンやパソコンなどを活用した病虫害予測システム等の活用による病虫害対策により安定生産を進めます。また、ブドウ、ブルーベリー等その他品目についても栽培を支援します。

【達成指標】

項 目	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
園芸品目販売金額※ ¹ 野菜	330億	350億
果実	2.3億	2.5億
省力化機械、高温対策装置・資材等の導入件数 (補助事業の活用件数) (累計) ※ ²	142件	300件

※¹ 現状は、令和5年市町村別農業産出額（推計）

※² 令和7年度からの累計件数を目標とする

（２）農産産地の維持強化

【現状認識】

水稻経営は、廃業と高齢化が進み、水田は、引受け手の減少と共に、中規模（10 h a～19 h a）経営、または 20 h a 以上の大規模経営体に集積が進んでいますが、大規模経営体においても引受けできる農地が限界に達しつつあり、中規模以上の経営体数が増加傾向にあります。

これら経営体では、米価の年次変動の影響を受けやすく、経営環境も見通しにくい状況にあります。そこで、国民や県民に対する米の安定供給に資する観点から、今後も安定的に米づくりが継続できるよう、補助事業や各種税制優遇などを活用した計画的な設備投資について支援していくことが必要です。

【基本方向】

以下取り組み方策を通じて、地域の中規模以上の経営体が安定的に米づくりを継続できるよう支援します。

【取組方策】

ア 水稻種子安定供給に向けた栽培技術指導

当地域では、水稻採種栽培が行われており、ふさがね 11.7 h a、粒すけ 6 h a、アキヒカリ 15 h a、計 32.7 h a を生産しています。一部のほ場では、難防除雑草の発生により、歩留率、収量の低下や過乾燥による発芽率の低下がみられるため、技術改善指導を行います。

イ 地域のニーズ等需要に基づく新規需要米の生産

需給の変動にも柔軟に対応できる米の産地を育成するため、地域の実需者と連携した飼料用米やWC S用稲、米粉用米等の生産を支援します。

ウ 高温耐性品種の普及拡大

地球温暖化により「コシヒカリ」の栽培が年々難しくなっているため、高温耐性品種の作付転換を支援していきます。

エ 生育診断に基づいた栽培技術の習得

地球温暖化により生育診断に基づく栽培管理の重要性が増していることから、栽培講習会や現地検討会の機会を通じて、本技術の周知徹底を図ります。

オ 省力化技術導入に向けた指導

乾田直播栽培やドローン等による防除作業等の省力化により、生産コスト低減や労働時間の削減、規模拡大に向けた取り組みを支援していきます。

カ 計画的な設備投資に向けた経営指導

米価の年次変動が激しいため、生産に必要な機械設備の計画的な更新が従来に増して重要となっています。経営診断を実施し、補助事業、基盤強化準備金制度

や中小企業投資促進税制等を活用した計画的な設備投資について助言を行い、安定的に米づくりが継続できるよう支援します。

キ 外来水生植物及びジャンボタニシ対策

農業用水利施設及び水稻への被害が拡大しないよう、ナガエツルノゲイトウなどの外来水生植物の早期発見、早期防除、定着・まん延防止の取組を推進します。またジャンボタニシに対しては、均平化による被害が発生しにくい環境整備のほか、適切な水管理の周知等、農薬だけに頼らない被害抑制を推進します。

(3) 畜産の生産基盤強化

【現状認識】

大消費地である首都圏に近く、穀物の陸揚げ港である鹿島港に近接する立地条件等から、海匝地域は畜産業が大変盛んです。令和5年度の畜産の農業産出額は県全体の34.9%を占めており、県内第1位となっています。

しかしながら、近年の畜産経営では、飼料価格の高止まりや素牛の高騰など生産コストの増加と高齢化が進み、離農が増加しています。さらに物価高により消費が落ち込んでいるため、収益確保が必要となっています。

このため、生産能力の高い家畜への改良・導入やスマート農業技術の導入、飼養管理技術の向上等により、労働力軽減と生産性を上げる必要があります。さらに輸入飼料に依存している畜産経営では、物価高や為替状況の影響を受けやすいため、安定的な畜産経営には、自給飼料生産が重要となっています。

また、地下水汚染や臭気等の環境問題対策として、家畜排せつ物の適正処理や良質な堆肥生産をし、堆肥の広域流通も含めた耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用促進を図るとともに、高病原性鳥インフルエンザや豚熱など急性悪性家畜伝染病の防疫体制の強化が重要となっています。

【基本方向】

家畜の生産性向上と生産基盤の強化を図るため、生産能力の高い家畜への改良と導入、効率的な飼養管理技術の普及を進めます。地域の関係事業者が連携・結集した畜産クラスター協議会を支援し、施設整備や機械導入を促進し、高収益型畜産の実現を目指します。また、耕種農家と畜産農家、畜産農家間の連携強化や飼料生産受託組織（コントラクター）の育成を支援し、飼料自給率の向上を図ります。

また家畜排せつ物の適正処理・良質な堆肥生産を指導し、生産した堆肥の利用については、広域流通と耕畜連携を図り、資源循環型農業の取組を推進し、環境と調和した畜産経営の展開を進めます。

さらに、高病原性鳥インフルエンザなどの急性悪性家畜伝染病の防疫体制を強化するため、東部家畜保健衛生所や関係機関と防疫作業に関する連携を進めるとともに、農場HACCP^{※1}の認証取得を支援し、畜産農家の防疫対策を推進します。

※1 農場HACCPとは、畜産物の安全確保の観点から、畜産農場におけるHACCPの考えを取り入れた衛生管理手法のことです。

【取組方策】

ア 家畜の生産性向上と生産基盤の強化

(ア) 生乳生産性の効率化と経営安定

- a 乳牛の管理技術の改善と優良乳牛を選抜するため、牛群検定データを活用して経営改善・乳牛改良を図る農家の育成支援に取り組みます。
- b 乳牛の生産性の向上に向けて、性判別精液や受精卵の活用による優良後継牛の増頭及び暑熱ストレスの軽減など、畜舎の環境改善を推進します。

(イ) 肉用牛の生産性向上と生産基盤の強化

質の高い牛肉を安定して生産するため、関係機関と連携して遺伝的能力を評価する取組及び成績の分析と技術指導を推進します。

(ウ) 肉豚・鶏卵の生産性向上と経営安定

豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防対策のため、東部家畜保健衛生所及び関係機関と連携して肉豚・鶏卵の生産性阻害要因となる疾病の防除と衛生管理を推進することにより、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防対策と併せて、肉豚・鶏卵の生産性向上を図ります。

(エ) 畜産農家の労働力軽減

畜産農家における経営改善を図るため、搾乳ロボット、発情発見装置、生産管理システム等のスマート農業技術の導入と効果的活用を支援します。

(オ) 担い手の育成支援

スムーズな経営継承のため、個別経営指導を行います。また、就農者の定着に向けて既存の施設・機械の整備等を推進します。

イ 飼料自給力の強化と環境負荷低減

(ア) 自給飼料生産利用拡大と安定生産・供給

水田・養豚・養鶏農家が所有する埋却地等を有効利用し、飼料作物を増産し、自給飼料利用農家の拡大を推進します。自給飼料の生産性の向上を図るため、飼料用米等の多収品種の導入や飼料用とうもろこしや麦等の二期作・二毛作を推進します。コントラクターの育成や活動を支援するとともに、飼料の安定供給と低コスト化を図ります。

(イ) 低利用飼料資源等の有効活用

飼料として利用率の低い稲わらの有効利用を促進します。また、食品残さ飼料であるエコフィードについては、関係機関と連携し、利用の拡大を図ります。

(ウ) 家畜排せつ物の適正管理

排水規制の強化及び周辺環境に配慮した臭気の低減対策のため、家畜排せつ物の適正処理を指導します。

(エ) 堆肥流通の推進

家畜ふん堆肥の地域内流通に加え、広域流通を推進します。また、新しい需要先の確保と利用拡大を図るため、良質な堆肥作りを進めるとともに、堆肥利用促進ネットワークの活用促進により、耕畜連携の強化を図ります。

ウ 畜産クラスター^{※2}を活用した高収益型畜産経営の確立

(ア) 畜産クラスターの更なる構築

新規に畜産クラスターの設立を目指す協議会については、農業事務所も構成員に加わり、畜産クラスター計画の策定など設立に向けた支援を実施します。

(イ) 施設整備及び機械導入の推進

畜産クラスター協議会を支援し、施設整備による飼養頭数の拡大や機械導入による作業の効率化を図ります。

(ウ) 畜産クラスターの取組強化

既存の畜産クラスターについては、関連事業の積極的な導入や計画に掲げている目標の進捗管理により、高収益型畜産の実現に向けた取組を推進します。

※2 畜産クラスターとは、畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のことです。

【達成指標】

項 目	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
成果目標を達成した畜産クラスター 協議会数 ^{※3}	2	5
堆肥利用促進ネットワーク登録数	81	85

※3 畜産クラスター事業実施にあたって、協議会毎に、生乳生産量の増加や出荷頭数の増加、農業所得の増加など成果目標を設定します。

(4) 森林・林業振興

【現状認識】

近年、地球温暖化等の影響により、台風が激甚化・頻発化するとともに、局地的な集中豪雨の頻度が増大しており、土砂災害や森林被害が増加しています。本県でも、令和元年房総半島台風（2019年）等の一連の災害では、多くの森林で倒木が発生し、隣接するインフラ施設等に大きな被害を及ぼしました。また、国の予測では、

関東地方などで今後 30 年以内に震度 6 弱以上の激しい揺れに見舞われる可能性が高く、千葉県においても、大規模地震が起きた場合は津波等による甚大な被害が懸念されています。このような山地災害等から県民の生命・財産を守り、社会機能を維持するため、森林の防災・減災対策や災害時からの早期復旧が必要です。

また、県の森林は小規模な私有林が多く所有者単独での林業経営は困難であり、林業就業者の主な受け皿となる森林組合等の林業事業体は、担い手不足や機械化の遅れ等により、林業の採算性が悪化していることから、手入れの行き届いていない森林が多く存在しています。手入れが不十分な森林が増えると、森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能の発揮に深刻な影響を与えることから、その機能が十分に発揮されるよう、森林整備の促進や県産木材の利用促進に係る取組が必要となります。

【基本方向】

治山施設等の整備の推進や、被害森林の整備・再生及び森林の適正な利用等により災害に強い森林づくりを推進します。

「伐って、使って、また育てる」の森林資源の循環利用を推進し、森林整備・木材の利活用が活発に行われることにより、多面的機能が適切に発揮された森林の育成を図ります。

【取組方策】

ア 災害に強い森林づくり

（ア）治山施設等の整備推進

山腹崩壊や土砂流出等の山地災害を防止・軽減する山地災害対策を推進します。

また、病虫害に強いクロマツや広葉樹の植栽等により、自然災害に強い海岸県有保安林の整備・再生を行います。

（イ）被害森林の整備・再生

令和元年房総半島台風等による風倒木被害森林の復旧や、道路・電線等の重要インフラ施設周辺における風倒木被害の未然防止につながる伐採、植栽等の森林整備への支援を行います。

（ウ）森林の適正な利用

森林の開発等に当たっては、森林の有する公益的機能の維持を図るため、調節池や排水施設等の防災施設の設置や確実な緑化の実施等、開発行為の適正な履行を確保します。

イ 森林資源の循環の推進

（ア）計画的な木材生産と人材の育成

計画的な県産木材の供給を促進するため、林業事業体等による森林経営計画

の策定を支援します。

また、林業事業体に対し、経営改善のための研修や経営診断の実施に加え、高性能林業機械の活用を支援し経営基盤の強化を図ります。

さらに、効果的な路網整備の検討や作業工程のコスト分析等を行うとともに、林業普及指導員による技術改善等に向けた支援を進めます。

加えて、林業就業者を対象に、資格取得の促進支援や林業機械の実地研修等を実施するほか、林業就業希望者と林業事業体とをつなぐ面談会の開催を支援します。

（イ）県産木材の利用促進

県産木材の利用促進に向けては、多くの県民が利用する公共建築物や民間施設等における県産木材の利用を支援することで、需要喚起と普及啓発を図ります。

また、流通事業者等が連携して行うイベントの開催支援等を行うことで、関係事業者間の連携強化を図ります。

さらに、建築物木材利用促進協定制度を活用した支援や講習会の開催、千葉県内の建築物等における木材利用促進方針に基づいた取組を行います。

（ウ）適切な森林整備の促進

森林環境譲与税を活用した各市による森林整備等の取組について千葉県森林経営管理協議会と連携し支援します。

また、森林の二酸化炭素吸収機能を強化するため、間伐等の森林整備を推進するとともに、優良な苗木の安定供給に向けた種子生産を進める等、主伐後の確実な再造林を促進します。

さらに、森林クラウドやドローン、ICT等の活用や計画的な路網の整備等を実施することで、効率的な森林整備を推進します。

加えて、里山の保全や海岸県有保安林の再生に向けた地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動を促進します。

【達成指標】

項 目	現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
森林整備面積	2.5 h a /年	10.2 h a /4年

（5）生産基盤強化・充実

【現状認識】

海匝地域の基盤整備は、低平地の水田地帯を中心に古くから積極的に実施しており、現在旭市と多古町の2地区（175 h a）では場整備事業を実施しているところで

す。しかし、未整備農地も多く残されています。

用水施設整備は、大利根用水、東総用水、地域のため池により、安定した用水を供給しています。また、排水施設整備は、農業用排水路の改修とともに、排水機場の整備により大雨時の湛水被害の軽減を図っています。

しかし、これら用排水施設は、築造から 30 年以上が経過して、施設の老朽化が進み、突発的な故障が発生しているため、施設の機能を確保することが課題となっています。

【基本方向】

ア 競争力を高める基盤整備の推進

農業の生産性を向上するため、農地の大区画化・汎用化を推進するとともに、用排水施設や農道の整備を推進し、農作業の効率化を図ります。また、農業分野の先端技術の開発にあわせて、スマート農業の導入を推進します。さらに、基盤整備を契機として、担い手への農地集積・集約化を推進します。

イ 農業水利施設の長寿命化の推進

農業水利施設の劣化状況を把握するため、機能診断を実施し、機能保全計画を策定します。そのうえで、計画的な補修及び更新を実施し、用排水施設の長寿命化を図ります。

【取組方策】

ア 競争力を高める基盤整備の実施

低コストで生産性の高い農業を実現するため、水田の大区画化や、畑作物の導入を図る水田の汎用化、農作業を効率的に行うため、用排水施設や農道の整備に取り組みます。

具体的には、これらの整備を一体的に行うほ場整備事業を、借当川沿岸地域で実施します。

基盤整備の実施にあたっては、地域の担い手の意向を踏まえるとともに、水管理の遠隔操作や自動操舵機械による作業などのスマート農業を導入可能とする整備を実施します。

また、ハード整備を契機として、農地中間管理機構や各市と連携して、地域の中心となる担い手への農地集積を進めます。



大区画水田での水稻栽培



湛水被害を防ぐ排水ポンプ

イ 農業水利施設の長寿命化の実施

老朽化した施設毎に策定した機能保全計画に基づき、計画的に農業水利施設の補修や更新を行い、農業用水の安定供給や、大雨時の排水機能を確保することで、安定した農業生産を推進します。

【達成指標】

項 目	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
長寿命化事業の実施数	8施設	9施設

（6）スマート農業の加速化

【現状認識】

デジタル社会の進展に伴い、ロボット、AI、ICT等の先端技術を活用したスマート農業は、最新の機械やシステムによる農作業の自動化や省力化、栽培・飼養管理の最適化、栽培ノウハウのデータ化など様々な効果が期待されています。

海匝地域では、大規模農家や若手農業者を中心にスマート農業技術の導入が進んでおり、令和6年度末現在で、スマート農業技術の導入件数が204件と千葉県内第2位、畜産と施設野菜については千葉県内第1位となっています。特に施設野菜におけるICTを利用した温室環境測定が88件と多く、次いで水稲におけるドローンが29件、また養豚の生産管理システムは6件となっています（農業事務所調べ）。令和7年度には管内における農業機械の自動操舵の精度向上に向け、JAちばみどりにおいてRTK基地局の運用が開始されるなど、ICT及びGPSを活用したスマート農業技術を導入するための環境も整備されつつあります。

今後もスマート農業技術を新規導入・導入拡大する農業者は増加すると予測されることから、引き続きデータの蓄積や導入効果の分析を支援し、品質や生産性、そして所得の向上につなげていくことが重要となっています。また、スマート農業の拡大にあたっては、試験研究機関や民間企業等と連携した現地実証を通して、農業者の理解を促進していく必要もあります。

【基本方向】

農業者の所得向上及び農業者の減少や高齢化に伴う生産力低下への対応策として、デジタル技術を活用したスマート農業による省力化、高収量・高品質化や安定生産の実現を目指します。

スマート農業技術の普及拡大にあたっては、農業者及び農業者団体等のニーズを把握するとともに、試験研究機関や民間企業等と連携して、現場環境に応じた技術体系の確立と定着を進めます。また、各種事業の活用推進等により、地域内で確立されたスマート農業技術の横展開を促進します。

【取組方策】

ア 技術の実証

実用化した技術あるいは現地実証中のスマート農業技術について、試験研究機関や民間企業等と連携して、海匠地域の農業者ニーズに合わせて現地試験に取り組み、当地域での適合性や導入効果を検証します。

イ 農業者の理解促進

農業者がスマート農業を理解し、最適な技術を選択できるよう、現地試験等の情報を的確に発信するとともに、研修会等を開催します。

ウ 技術の導入

経営規模や課題に応じて効果的な新技術の導入を進めます。また、スマート農業に取り組むための機械や装置の導入に対し、各種事業の活用を推進します。

エ スマート農業技術への習熟促進

試験研究機関や民間企業等と連携した講習会の開催や、現地研修会の実施による農業者間の情報交換を促進します。また、改善意欲の高い農業者により組織されたスタディクラブ（学習グループ）等の活動に対し、データの共有・蓄積・分析を支援することで、農業者の技術習熟を支援します。

オ 各部門の取組

（ア）園芸

施設園芸では、特に施設野菜において、環境モニタリング装置と連携した環境制御機器の活用による生育環境の最適化や、日射センサー付き自動かん水装置の導入による栽培の効率化・省力化が進んでいます。引き続き、スタディクラブ等の活動を支援し環境制御技術の向上を推進するとともに、技術の定着と普及を図ります。

露地野菜では、労働負担の大きな作業の自動化・省力化に向けて、GPSガイダンスシステムやドローンの導入、農業気象データを活用した栽培管理やアシストスーツの活用等を進めます。

（イ）農産

水稻経営では、導入増加傾向にあるドローンの安全かつ有効活用を進めます。また、規模拡大農家を中心として、作業負担の軽減・省力化に向けて、自動操舵・GPSガイダンスシステムの導入やほ場の水位・水温等のセンサーの設置を進めます。

基盤整備実施地区では、農地の大区画化を行い地域の担い手を中心に農地の集積・集約を促進させ効率的な農地の運用に加え、スマート農業技術による自動操舵トラクター等の走行や自動水管理システム等を効果的に活用する

ほ場の整備を進め、生産コスト低減による生産性向上を目指し、生産基盤の強化に取り組めます。

（ウ） 畜産

畜産経営では、大規模経営体を中心に、搾乳作業の省力化技術やデータを活用した個体管理が進んでいます。酪農や肉牛では、搾乳ロボットや発情発見システム、分娩監視装置、生産管理システム等のスマート農業技術の活用と、データ分析による経営改善を支援します。また、養豚では、出荷管理システムの活用による飼養管理の効率化と収益性の向上を図るとともに、作業省力化機械の導入検討を支援します。

【達成指標】

項 目	現状（令和 7 年度）	目標（令和 11 年度）
スマート農業 実証・導入数 （うち園芸関係）	216 件（112 件）	250 件（130 件）

（「スマート農業の導入状況調査実施要領（県担い手支援課）」に基づく調査による）

（7）農地利用の最適化

【現状認識】

海匠地域における農地中間管理機構等を活用した担い手への農地集積率は、令和 6 年度実績で 51.1%（銚子市 59.1%、旭市 60.7%、匝瑳市 35.0%）と県平均の 31.7%を大きく上回っています。

このような中、農業経営基盤強化促進法の改正（2023 年 4 月施行）により、従来の「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、令和 7 年 3 月末に各市で「地域計画」の策定が行われたところです。

なお、銚子市 3 地区、旭市 15 地区、匝瑳市 12 地区で「地域計画」が策定され、担い手への農地の集積・集約化を推進しています。

また、農業者の減少・高齢化の進展に伴い、荒廃農地の増加が問題となる中、令和 5 年の耕作放棄地面積（荒廃農地）は 848 h a と多くなっています。特に、谷津田等の条件の悪い農地において耕作放棄される事例が目立ち、再生利用も進まない傾向にあります。

農業委員会では毎年 1 回、農地の利用状況を調査し、荒廃農地の所有者等に対して意向調査を実施し、耕作放棄地の発生抑制と再生利用に取り組んでいます。

【基本方向】

担い手が効率的かつ安定的な農業経営が営めるよう農地中間管理機構等との連携の下、「地域計画」に基づき担い手や集落営農組織への農地の利用集積を促進します。

また、基盤整備事業実施地区においては、事業を契機に地区内農家の合意形成を図り担い手への農地の利用集積を推進します。

荒廃農地対策については、発生抑制のため地域ぐるみの農地の保全管理活動や担い手への農地集積などを促進します。解消を促進するため地域の中心経営体等による荒廃農地の再生利用や農地の条件整備を進めるとともに、荒廃農地を活用して露地野菜や飼料作物の生産拡大などの農業者支援や、企業等新たな担い手の農業参入も促進します。

【取組方策】

ア 担い手への農地集積・集約化の促進

（ア）「地域計画」に基づく取組支援

「地域計画」の継続的なブラッシュアップについて、各市への支援を継続し、地域の話し合いによる最適な土地利用を推進し、市や農業委員会と連携し、「地域計画」の実現に向けた取組を支援します。

（イ）農地中間管理機構の活用促進

農地中間管理事業を活用し、担い手や集落営農組織への農地集積を推進し、関連事業を活用して高性能農業機械の導入や乾燥調製施設の整備、省力技術の導入等を支援し、経営規模拡大等を推進します。

イ 優良農地の確保と荒廃農地の活用

（ア）荒廃農地の再生による農作物の生産拡大支援

地域ぐるみで行う草刈りや水路清掃、景観維持などの農村資源を保全する活動を促進し、荒廃農地の発生抑制を図ります。また、荒廃農地を活用した露地野菜や飼料作物等の生産拡大支援や、企業等新たな担い手の農業参入による荒廃農地活用を促進します。

（イ）農業委員会との連携強化

耕作できない農業者や土地持ち非農家に対し、農業委員会（農業委員及び農地利用最適化推進委員）と連携の下、担い手への農地集積や遊休農地の発生抑制を支援します。また、農用地区域内の優良農地の確保と有効利用を図るとともに、農地法に基づく農地転用許可（農地法第4・5条）を適正に実施します。

【達成指標】

項 目	現状（令和 7 年度）	目標（令和11年度）
担い手への農地の集積率※ ¹	51.1%	60%

※1 「担い手の農地利用集積状況調査」による

（８）農産物の安全確保と消費者の信頼確保**【現状認識】**

土壌診断による適正施肥を推進し、肥料等の適正な施用による地下水等への環境負荷の軽減を図るとともに、農薬飛散や誤使用がないよう肥料及び農薬の適正使用に一層取り組む必要があります。

さらに、食の安全・安心については、食品表示の偽装等が問題になる中、食品表示法や米トレーサビリティ法に基づく表示の適正化を遵守し、安全性の確保に取り組む必要があります。

【基本方向】**ア 肥料・農薬等の適正使用**

安全・安心な農産物を供給するため、農薬の安全使用や適正な管理が徹底されるよう農薬使用者への立入検査や指導等を行うとともに、農業の持続的発展と環境負荷低減に向けて、基準に沿った適正施肥を推進します。また、病害虫の発生予察等をもとに適正な防除指導を推進します。

イ 農産物などの食品表示等の適正化

食品表示に対する消費者の信頼感を確保するため、食品販売店等へ食品表示法に基づく巡回調査を実施し、食品表示の適正化を推進します。

【取組方策】**ア 食の安全確保に向けた取組の推進****（ア）農薬安全使用・リスク管理の推進**

全県的な農薬危害防止運動期間において、農薬使用に係る啓発資料等の配布や農薬安全・適正使用研修会の開催等により、啓発活動を展開します。また、農薬の安全使用を徹底するため、J A系統及び系統外の農薬使用者への立入検査・指導を実施するとともに、県農林総合研究センターと連携して、残留農薬等検査を実施し、農産物の安全性を確認します。

（イ）土壌保全・省資源型施肥体系の推進

過剰な施肥はコスト面のデメリットだけでなく環境に大きな負荷を与えることから施肥改善や土づくりの重要性を周知し、適正施肥を推進します。

イ 消費者の信頼確保に向けた取組の推進

(ア) 食品表示法に基づく食品表示の適正化の推進

食品表示に対する消費者の信頼を確保するため、食品販売店等を対象とした巡回調査を実施し、啓発・指導を行うとともに、問合せ相談に対応し、食品表示の適正化を推進します。また、直売所活動や6次産業化に取り組む農業者団体等を対象に研修を行うなど表示の適正化を徹底します。

(イ) 米トレーサビリティ法及び食糧法に基づく米穀等取引の適正化の推進

米、米加工品の適正な流通を確保するため、米トレーサビリティ法に基づき外食店や米穀事業者等を対象に巡回調査等を実施します。また、用途限定米の流通の適正化を図るため、食糧法に基づき飼料用米等生産者に対して立入検査を実施するとともに、法の周知を図ります。

【達成指標】

項 目	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
食品表示及び米トレの立入調査件数	18 件	72 件（延べ）

(9) 環境に配慮した農林業の推進

【現状認識】

海匝地域は農業産出額が県内第1位と、県内最大の園芸産地であり、農業生産効率の追求はもとより、他地域に率先して、農業者が環境負荷低減への視点を持つことが求められています。生産性との調和に留意しつつ、環境負荷を軽減する農業が、海匝地域のスタンダードとなるよう農業者へ働きかけていく必要があります。またGAP（農業生産工程管理）にも取り組むことで海匝農業の持続的発展を目指します。

当事務所は千葉県独自の認証制度である「ちばエコ農業」や国の制度の「みどり認定」など環境にやさしい農業を推進してきた結果、令和6年度の「ちばエコ農産物」計画承認面積は791.2haと、県全体の24.4%と県内最大で、うち野菜が80.3%を占めています。

みどり認定は化学肥料や農薬の削減だけでなく、温室効果ガスの削減やプラスチック使用量の削減も認定対象としており、海匝地域でもそうした取組が認証されています。今後も「ちばエコ農産物」及び「みどり認定」による環境負荷低減の取組が重要となります。

また、地球温暖化に伴う気候変動の影響が顕在化する中で、森林における二酸化炭素吸収作用を強化する間伐の推進や、適切な森林整備による公益的機能の高度発揮のほか、持続可能性に配慮した森林の管理が求められています。



ちばエコ ロゴマーク

【基本方向】

ア 環境に配慮した農業の推進

地域農業の持続的発展を図るため、千葉県独自の認証制度で、化学合成農薬と化学肥料を通常の1/2以下に減らす「ちばエコ農業」と各種制度を活用して、環境に配慮した農業を推進します。特に、新規の取組や産地での取組について、経営・技術面の支援や情報発信などにより取組を推進します。

イ 環境に配慮した多様な森林づくり

公益的機能の持続的発揮に向けた森林整備、森林資源の循環利用を進めます。

【取組方策】

ア 環境に配慮した農業の推進

（ア）各種制度の効果的な活用による「環境に配慮した農業」の取組拡大

「ちばエコ農業」、「みどり認定」、「環境保全型農業直接支払交付金」など環境に配慮した農業の各種制度の活用を推進する中で、土づくりを目的とした地域畜産農家と耕種農家の連携による堆肥利用促進や、廃プラスチックの適正処理、脱炭素を後押しする有機農業の取組等を支援し、農産物とそれを取り巻く環境に対する安全・安心対策の強化を推進します。

（イ）経営の課題や品目に応じた技術の導入推進

有機農業を含めた「環境に配慮した農業」に取り組む産地の拡大を図るため、総合的病害虫・雑草防除管理（IPM）技術による病害虫対策と化学合成農薬の低減技術、土づくりを基本に省力技術と組み合わせた化学肥料の低減技術など、新たな栽培技術の実地検証と普及を図ります。また、新技術導入に必要な機械・施設及び資材導入を支援します。

イ 環境に配慮した多様な森林づくり

（ア）林業事業体における森林経営計画の策定を推進し、森林資源の平準化を図ります。

（イ）森林クラウドにより市町と共有している森林簿や林相区分図等の資源情報を活用し、小規模な森林の集約化による効率的な森林整備を促進します。

（ウ）森林環境譲与税や経営管理制度を活用した市町による森林整備の取組が円滑に進むよう、千葉県森林経営管理協議会と連携して市町を支援していきます。

（エ）森林における二酸化炭素吸収作用を強化するため、間伐を推進するとともに、主伐後の確実な再造林を促進します。

（オ）海岸県有保安林における松くい虫防除対策やスギ非赤枯性溝腐病被害森林の再生を推進します。

- (カ) 林業の生産性の向上を図るため、森林整備の低コスト化に必要な路網の整備を進めます。
- (キ) 市町に配分される森林環境譲与税の使途について、森林整備のみならず、木材利用や普及啓発等、地域の特性を生かした幅広い取組に有効に活用されるよう、千葉県森林経営管理協議会と連携して市町を支援していきます。

【達成指標】

項 目	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
みどり認定認証件数	14 件	25 件

C 海匠地域の特色を生かした農村の活性化

(1) 地域の特色に応じた販売の促進

【現状認識】

海匠地域は農業産出額が県内第1位であり多様な農産物が栽培され、首都圏を中心に販売・流通されています。こうした農産物の販売力向上のため、市場流通に加え新たな販路拡大、地域特産品の創出、6次産業化や地域農産物のブランド化の取組に対し支援を行う必要があります。さらには地域農産物の消費拡大及び食文化の継承を行うため、食育や直売などによる地産地消の推進が求められています。

また、県産木材の利用を促進するため、利用先や販路の更なる確保が必要です。

【基本方向】

海匠地域の農産物の販売促進活動の支援や、輸出なども見据えた力強い産地育成を推進します。特に輸出実績のある植木に加え、農産物の取組拡大を支援して行きます。

さらには、地域資源を活用した6次産業化の推進やブランド力の向上を関係機関と連携して行うことで、新たな販路拡大、特産品の創出を図るとともに、食育や直売などによる地産地消の推進を通じて、海匠農産物のファンづくりを推進します。

また、県産木材の利用を促進するための取組を進めます。

【取組方策】

ア 6次産業化や農林畜産物のブランド力の向上

6次産業化を行う生産者への技術支援や、補助事業等の活用による機械・施設等の整備支援をします。

また、実需者ニーズを把握した地域特産品目のブランド化の推進と、既存ブランドの知名度向上への取組を支援します。

イ 農産物等の輸出促進

成田空港周辺地域のポテンシャルを生かし、今後実需の拡大が見込まれる海外市場への展開など、輸出の取組を支援します。特に輸出実績のある植木を中心として、国内外の商談会への出展支援や、海外実需者とのマッチングなど推進します。

ウ 食育及び地産地消の推進

ちば食育ボランティア・ちば食育サポート企業、その他関係機関と連携した栽培体験や、市町村食育推進計画に基づく、学校給食等の食育の取組を支援します。

また、直売所活動や農業体験を推進することで、海匠地域の農産物の魅力発信と地域の食文化への理解促進を図ります。

エ 県産木材の利用促進及び木育の推進

多くの県民が利用する公共建築物や民間施設等における木材利用を促進して、県産木材の需要を高めていきます。また、森林整備により生産した木材の利用を促進するため、多様な販路の開拓を支援します。

県民が木材に触れる機会を増やし、森林や木材に対する理解の醸成を図るため、木育活動の支援を行います。

(2) 農山漁村を支える活力の創出

【現状認識】

農村は食料の供給ばかりではなく、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など多面的機能を有しています。また多面的機能支払交付金事業を活用し共用施設の維持管理の他、地域の小学生を招いて、田植え・稲刈り体験などの活動にも取り組んでいます(令和7年度の活動組織は47団体、対象面積は4,814ha)。

しかしながら、海匝地域の農業集落の状況をみると、農村人口の減少や高齢化の進展、農家率が減少しているなど、農業生産力だけではなく集落機能の低下が懸念されています。また、多面的機能の維持を行う活動組織についても、組織力の低下が懸念されています。

【基本方向】

農村地域の持つ多面的機能を維持・発揮するため、農業の生産活動等の継続や農村資源の保全・伝承等の取組を行う地域活動について支援します。

【取組方策】

農村地域の人口減少や高齢化が進展する中、今後も多面的機能の維持・発揮が図られるよう、農業者のみならず地域住民が共同して行う、農地、水路、農道等、地域資源の適切な保全と質的向上を図る活動を支援します。また、小規模な多面的活動組織については、活動組織の合併を行い、事務作業等の効率化を推進するとともに、活動の支援を行います。

【達成指標】

項 目	現状 (令和7年度)	目標 (令和11年度)
多面的機能支払交付金事業の対象面積	4,814ha	4,900ha

(3) 有害鳥獣の対策強化

【現状認識】

令和6年度の野生鳥獣による農作物の被害はカラス、ハト等の鳥害が主となっています。平成28年度から農作物被害が報告されたイノシシ被害は、電気柵や捕獲による被害対策が進んでいる地域が見られる一方、対策が進んでいない地域では被害が増加傾向になっています。また、畜産が盛んな地域であるため、鳥類やイノシシなどによる家畜の疾病の拡散も懸念されています。

野生鳥獣による被害金額（令和6年度）（千円）

加害鳥獣名	銚子	旭	匝瑳	海匠計
鳥類	カラス	929	7,439	3,017
	ハト	0	6,028	486
	その他	0	2,574	1,139
鳥類合計		929	16,041	4,642
獣類	イノシシ	11	180	494
	ハクビシン	0	0	1,925
	その他	0	0	1,456
獣類合計		11	180	3,875
鳥獣合計		940	16,221	8,517

野生鳥獣による農作物の被害状況調査より

背景には、狩猟者の減少、耕作放棄地の増加、過疎化・高齢化に伴う集落活動の低下等による鳥獣の生息地域の拡大があげられています。

【基本方向】

海匠地域野生鳥獣対策連絡会議等を通じて情報の収集提供と共有化を図るとともに、各市の有害鳥獣対策協議会の活動を支援し、防護、捕獲等の対策を総合的に推進します。

【取組方策】

ア 被害低減に効果的な対策の実践

有害鳥獣被害に対する防護方法の普及（防止柵の導入や箱わなの設置）、有害鳥獣捕獲の強化（各市有害鳥獣対策協議会等と連携した捕獲体制の確立と捕獲方法の普及）、地域で行う生息環境管理の取組（耕作放棄地や荒廃森林の解消等）を推進します。

【達成指標】

項目	現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
有害鳥獣による農作物被害軽減	25,678 千円	農作物被害額の減少 を目指します

D 災害等への危機管理強化

(1) 台風、豪雨など気象災害への備え

【現状認識】

近年台風や豪雨等の気象災害が頻発しています。

令和元年房総半島台風（台風第 15 号）では暴風雨による農業用ハウス倒壊が発生し、農業関連（海匝地区計）で 31 億 9 千万円の大きな被害となりました。また、多くの森林で倒木が発生し、隣接するインフラ施設等（道路、送配電線等）に大きな被害を及ぼしました。

農業水利関連施設では、近年豪雨による湛水被害が頻発しています。

このような農林業のリスクに対応するため、災害への予防的対策や農業経営におけるセーフティーネットの構築がますます重要となっています。

【基本方向】

気象災害に備えた農業用ハウスの強靱化や、ため池の防災対策や排水路・排水機場の整備を進め、風水害への対策を行い、被害を最小限に抑えます。

また、農業収入保険や経営所得安定対策等の農業経営におけるセーフティーネットを推進するとともに、発災後の経営継続及び再開を支援します。

森林・林業においては、山地災害対策や海岸県有保安林の再生を推進するとともに、倒木被害森林の復旧や倒木被害の未然防止につながる森林整備を支援します。

【取組方策】

ア 災害に備える経営の取組の推進

農業共済組合や関係機関と連携し、農業収入保険や経営所得安定対策等のセーフティーネットへの加入を促進し経営の安定を図ります。

イ 農業用施設や農作物等への備え

（ア）農業用ハウスにかかる補強の自力施行マニュアルや補強事業などを活用した施設強靱化、防風網や多目的防災網の設置などの備えを推進します。

（イ）畜産や施設園芸等における、災害発生時の非常用電源の整備を推進します。

（ウ）台風や豪雨の被害が予測される場合、事前対策として排水の確保や、葉物野菜等への寒冷紗や防風網などのべたがけの設置など技術情報を提供し、対策を推進します。

（エ）台風や豪雨の事後対策として、速やかなほ場の排水や、殺菌剤の散布、追肥の施用、塩害・潮害対策などの実施とあわせて、施設等の被害状況の記録保存を推進します。

ウ 農村の防災・減災対策

- (ア) 豪雨対策及び震災対策として、防災重点農業用ため池の改修など、防災・減災対策を実施し、災害の発生を未然に防ぎます。事前対策として防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価を実施します。
- (イ) 老朽化して機能低下を起こしている排水路及び排水機場について、ストックマネジメント事業を実施し、機能回復を行います。海匝管内では、排水機場である大布川、新堀川、野田の3地区でストックマネジメント事業を実施中であり、機場の機能を回復した上で、河川水位の上昇時には、速やかに施設を稼働させ、浸水被害を防止します。
- (ウ) ため池の氾濫及び決壊を防止するために、低水管理等の事前対策を推進します。
- (エ) 橋梁の地震対策を実施し、安全対策に取り組みます。海匝管内では東総台地地区の橋梁については、耐震診断の結果をもって、順次耐震工事を実施していきます。

エ 災害に強い森林づくり

- (ア) 保安林における山腹崩壊や土砂の流出による災害の発生を軽減するため、山地治山事業等の山地災害対策を推進するとともに、治山施設の長寿命化に向けた対策工事等を実施し、施設の維持管理・更新等を進めます。
- (イ) 津波による被害を軽減するとともに、飛砂や潮害等から県民の生活を守るため、病害虫に強いクロマツや広葉樹の植栽等により、自然災害に強い海岸県有保安林の整備・再生を行います。
- (ウ) 令和元年房総半島台風等による風倒被害森林の復旧や、道路・電線等の重要インフラ施設周辺における風倒木被害の未然防止につながる伐採、植栽等の森林整備への支援を行います。
- (エ) 森林の開発等に当たっては、森林の有する公益的機能の維持を図るため、調整池や排水施設等の防災施設の設置や確実な緑化の実施等、開発行為の適正な履行を確保します。

オ 災害等からの復旧

自然災害等による被害が生じた場合は、各市、農協等と連携し、制度資金や補助事業等を活用して被害を受けた農業者の経営の継続及び再開を支援します。

カ 危機管理体制の強化

- (ア) 気象災害による被害が予想される場合の農業者への技術対策情報の提供と、発災後の被害状況の把握のため、気象災害モニターの設置や、管内の市や土地改良区等に事前通知及び注意喚起を行います。
- (イ) 大地震の発生を想定したため池実地訓練を年1回実施し、ため池防災支援

システムの円滑な活用及び災害発生時の迅速かつ適切な配備体制を構築します。

(ウ) 地域で発生する災害等に迅速に対応できるよう、業務継続計画を毎年見直し、発災時の他の事務所からの応援を含めた業務の執行体制を強化します

【達成指標】

項 目	現状（令和 7 年度）	目標（令和 11 年度）
基幹水利施設の機能診断及び 保全計画策定数	14	15
森林整備面積 ^{※1}	2.5 h a /年	10.2 h a /4 年
農業経営収入保険の加入申込数 ^{※2}	312 件	増加

※1 県有保安林の整備・再生面積の累計

※2 2026 年加入申込数 農業事務所調べ

（２）家畜伝染病への備え

【現状認識】

海匝地域の家畜の飼養頭羽数は、豚が県全体の約 5 割、肉用牛が約 4 割、鶏が約 3 割のシェアがあり、県下最大の畜産地帯となっています。このような中、令和 6 年度千葉県で続発した高病原性鳥インフルエンザでは、発生 16 例のうち、管内で 15 例が発生しました。防疫対策として行った鶏の殺処分数は県内で 336.4 万羽、そのうち海匝地域では 332.7 万羽となり、周辺農場への影響も含め大きな被害が生じました。高病原性鳥インフルエンザ以外にも、豚熱や口蹄疫など家畜疾病の農場への侵入防止、発生時の対応等が課題となっています。

家畜の衛生管理については、大規模経営を中心に家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守が進む一方で、一部の経営では飼養衛生管理基準への理解不足などにより十分な取組がされていない事例が散見され、経営規模に応じた対応も必要となっています。

【基本方向】

家畜伝染病の発生予防のため、海外からの家畜伝染病の侵入防止及び野生動物等における蔓延防止とともに、飼養農場における病原体の侵入防止の取組が最も重要な対策の一つとなります。

特に、飼養衛生管理基準は、農場ごとの飼養衛生管理マニュアルの作成や、衛生管理区域内への立入の制限、防護柵・防鳥ネットの設置などを規定したもので、飼

養衛生管理基準の遵守の徹底により家畜伝染病の発生予防を推進します。

また、豚熱対策として、ワクチンの適期での確実な接種と、野生イノシシの侵入防止対策を各市、関係機関等と連携し促進します。

加えて、家畜共済等のセーフティーネットを推進するとともに、家畜伝染病発生後の経営継続及び経営再開を支援します。

防疫体制としては、管内における家畜伝染病の発生に備え、各市、関係機関、生産者団体等と連携し東部家畜保健衛生所を中心とした発生時の体制の強化を推進します。

【取組方策】

ア 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

急性悪性伝染病の国内外での発生状況や過去の防疫措置等について周知を図るとともに、県飼養衛生管理指導等計画に基づき、東部家畜保健衛生所、各市、関係機関や生産者団体と連携し、畜種ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及を図ります。特に、以下の取組について重点的に推進を図ります。

- ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底
- ・衛生管理区域の適切な設定、出入口における車両の消毒
- ・衛生管理区域における専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ・野生動物の侵入防止のための防護柵、ネット等の設置、点検及び修繕等
- ・レンダリング設置場所について生産者自らが確保する取り組みを支援
- ・豚熱ワクチンの適期での確実な接種
- ・希望する農場に対しての分割管理の指導
- ・セーフティーネットの推進
- ・家畜伝染病に対する知識の向上を図るための農業者向け研修会の開催

イ 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するため、飼養衛生管理基準の遵守を進め、特に農場におけるウイルスの侵入防止策など以下の取組を推進します。

（ア）農場外からの侵入の防止

衛生管理区域への外来者の出入りを最小限とし、車輛の消毒、衣服等の更衣、踏込消毒槽や手指消毒器などの設置を推進します。防鳥ネットや鶏舎入気口フィルター、細霧装置等の設置・点検・補修、ネズミの駆除、鶏舎・農場周辺へ消石灰の散布を推進します。

（イ）鶏の健康管理及び鶏舎内外の整理・整頓・清掃

不健康な鶏は病気に感染しやすくなるため、鶏舎内の環境整備や鶏への適正な飼料の給与など一般的な飼養管理の向上を図ります。ネズミや野鳥の繁殖場所を無くすため、鶏舎内外の整理・整頓・清掃、鶏舎周辺の草刈りや木の伐採、倉庫等の野生動物の侵入防止対策を推進します。

ウ 豚熱対策の推進

豚熱の発生を防止するため、飼養衛生管理基準の遵守とともに以下の取組を推進します。

(ア) 豚熱ワクチンの適切な接種の推進

豚熱ワクチンの適期での確実な接種を、東部家畜保健衛生所や各市と連携し生産者団体等を通じて周知を図り、豚熱の発生予防を推進します。

(イ) 野生イノシシ対策の推進

野生イノシシからの感染リスクを低減するため、農場への防護柵やネットの設置など侵入防止対策を推進します。

エ 家畜伝染病発生に備える経営の取組の推進と復旧への支援

農業共済組合や関係機関と連携し、家畜防疫互助基金等のセーフティーネットへの加入を促進し経営の安定を図ります。家畜伝染病による被害が生じた場合は、各市、農協等と連携し、制度資金等を活用して被害を受けた農業者の経営の継続及び再開を支援します。

オ 急性悪性家畜伝染病の発生に備えた防疫体制の強化

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生に備え、東部家畜保健衛生所及び各市と連携した防疫演習や研修会の開催等により、家畜伝染病への危機管理体制を強化します。体制の構築に当たっては、過去の危機対応における教訓その他の知見を共有し、危機対応の準備を整えます。

【達成指標】

項 目	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
飼養衛生管理マニュアル※1 の作成農場率	67.8%	100.0 %

※1 飼養衛生管理基準において、家畜所有者が遵守すべき事項として、獣医師等の専門家の意見を反映させた、飼養衛生管理マニュアルの作成を規定

第3 重点施策・取組

1 施設野菜：きゅうり・ミニトマト・トマトの振興

○現状と課題

高齢化により担い手が減少しており、生産量の維持向上が課題となっています。さらに昨今の夏季の高温、病害虫により収量が減少傾向となっています。

○目指す姿

各種スマート農業技術、高温対策、病害虫防除技術の導入により、収量の維持と省力化が図られ、産地が維持されている。

【数値目標】

項目	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
冬春きゅうりの出荷量 （旭、干潟、そうさ きゅうり部会）	8,420t	9,000t
冬春ミニトマトの出荷量 （旭、干潟、そうさ ミニトマト部会）	1,398t	1,500t
トマトの出荷量（銚子施設園芸組合）	2,220t	3,440t

【主な取組】

（1）病害虫防除技術の推進

きゅうりの黄化えそ病、緑斑モザイク病、ミニトマト・トマトの黄化葉巻ウイルス、微小害虫等の病害虫対策について、下記の取組を行います。

- ・関係機関及びメーカーと連携した現地試験
- ・個別巡回指導及び講習会等での周知

（2）スマート農業及び省力化技術の推進

- ・関係機関及びメーカーと連携した現地試験
- ・個別巡回指導及び講習会等での周知
- ・輝けちばの園芸次世代産地整備支援事業

（3）高温対策の推進

- ・関係機関及びメーカーと連携した現地試験
- ・個別巡回指導及び講習会等での周知
- ・ちばの園芸高温対策緊急支援事業

（4）新規参入者、親元就農者への支援

- ・経営発展支援事業や経営開始資金による支援
- ・経営継承・発展等支援事業による支援



高温対策の外気導入



ウイルス病対策の蒸気土壌消毒

2 露地野菜：キャベツ・だいこん・ねぎ産地（銚子・旭・匝瑳地区）の振興

○現状と課題

近年は夏季の高温やゲリラ豪雨など自然災害・新たな病害虫などの影響による減収が顕著になっており、出荷量の不安定や価格の乱高下が見られます。また、担い手に関しては、生産者の高齢化による離農や後継者不足があり、これらの対策が喫緊の課題となっています。

一部の担い手による規模拡大が進んでいるものの、分散した耕作地が多いこと、担い手の減少に対応するため一層の規模拡大が重要です。そのため、農地の集約化や大型・省力化機械の導入、スマート農業のさらなる推進、安定生産による大規模産地の育成が重要となっています。

○目指す姿

多様な担い手により持続的に維持される生産性の高い露地野菜産地

【数値目標】

項 目	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
だいこん出荷量（銚子、海上、飯岡）	49,050 t	49,150 t
キャベツ出荷量（銚子、飯岡）	67,750 t	67,750 t
ねぎ出荷量（匝瑳）	3,100 t	3,250 t

【重点施策・取組】

（1）担い手の育成

- ・新規栽培者など多様な担い手や雇用の確保
- ・次世代の後継者の育成と確保

（2）スマート農業の推進

- ・ICT機器等を活用した情報提供
- ・防除用ドローンや省力化機械および大型機械導入

（3）規模拡大に向けた支援

- ・定植から出荷調製までの機械化一貫体系の推進
- ・労力確保システム、農閑期での農産物出荷体系づくり

（4）産地力の強化

- ・夏季の高温やゲリラ豪雨など災害に強い生産方式の普及
- ・優良品種の導入
- ・補助事業等の活用による機械と施設の導入
- ・緑肥による土づくり、地力保全

（5）環境に配慮した資材の普及

- ・堆肥入り肥料や生分解マルチの利用、普及拡大
- ・土壌診断による適正な施肥、生産コストの低減



ドローンによる薬剤防除のイメージ



露地畑の均平化

3 農産：農産産地（基盤整備 匠瑤市吉田地区）の振興

○現状と課題

高齢化や後継者不足で担い手は減少傾向であり、農地の集積・集約化やスマート農業技術も進んでいません。また、農地についても、10 a 程度の小区画なほ場、狭小な農道や用排水路の老朽化等の課題があり、大型機械導入及び効率的な営農の妨げとなっています。

○目指す姿

大区画化や道水路の整備により、農業の低コスト化を図り、併せて農地の集積・集約化、技術向上を図ることで、担い手の確保及び経営安定、収益向上を目指します。

【数値目標】

項 目	現状（令和 7 年度）	目標（令和 11 年度）
基盤整備面積	0.0 h a	40.0 h a
担い手の農地集約化率	24.0%	55.0%

【重点施策・取組】

（1）耕作しやすいほ場の整備

低コストで生産性の高い農業を実現するため、水田の大区画化や道水路の整備を実施することで、大型農業機械の導入を促進します。



現状の排水路（土水路）

（2）農地の集積・集約化※

地域計画をもとに、地域の生産組織や個人担い手へ、農地中間管理事業を活用した集積・集約化を行うことで、機械や施設等の利用及びほ場管理作業を効率化し、コスト削減を促進します。

（3）スマート農業の推進

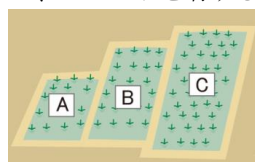
G P S 及び J A ちばみどりに設置された R T K 基地局等により、正確な位置情報を利用したスマート農業技術を導入することで、栽培管理の記録及び作業装置の操作等について半自動化し労働負荷の軽減を促進します。

（4）省力化技術の推進

地域の担い手に対し、既存技術の見直しを行い作業時間短縮に係る省力化技術を普及することで、規模拡大を図り、単位面積あたりの労働時間削減を促進します。

※集約化された農用地・集約化率

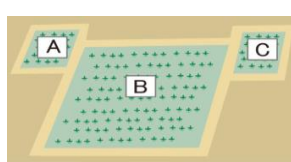
集約化された農用地とは、集積された農用地の内、同一の担い手によって経営される 1 h a 以上のまとまりを有するものを指します。地区の受益面積の内、集約化された農用地の割合が集約化率です。2 つ以上の農地であっても、以下のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、まとまりを有する農用地として扱います。



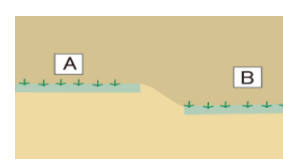
畦畔で接続する
2 筆以上の農地



農道又は水路を挟んで
隣接する 2 筆以上の農地



各々一隅で接続する
2 筆以上の農地



段上に接続する
2 筆以上の農地

4 畜産：自給飼料生産拡大・担い手育成による畜産経営の安定的発展

○現状と課題

海匠地域の畜産は飼養頭羽数において県内トップクラスとなっています。

しかしながら、近年の畜産経営では、飼料価格の高止まりや、畜産に起因する悪臭等の環境問題が指摘されています。

畜産経営を安定的に発展させるためには、自給飼料の生産拡大による生産コストの低減、及び環境問題対策が重要となっています。また担い手減少の中、スマート技術導入による省力化や担い手育成・確保への支援が必要となっています。

○目指す姿

酪農家を主体に構成されている飼料生産受託組織（コントラクター）の活動支援等により、県内トップの農業地域の有利性を活かした、耕畜連携、他畜種間連携による自給飼料の生産拡大及び家畜ふん堆肥の利用促進を図ることで畜産経営の安定的発展を目指します。またスマート技術導入支援等による省力化、担い手育成により畜産経営の安定を目指します。

【数値目標】

項 目	現状（令和 7 年度）	目標（令和 11 年度）
主要コントラクター 5 組織の自給飼料作付面積拡大	266.5 h a	299.5 h a

【重点施策・取組】

（1）水田や耕作放棄地等未活用地の有効利用

水田や埋却予定地、耕作放棄地等、未活用地の有効利用により自給飼料生産を進めるため、畜産農家と耕種農家の連携を強化し、飼料用米やWC S用稲、牧草等の飼料作物を増産します。また、飼料自給率の向上と資源の有効活用を図るため、飼料として利用率の低い稲わらの有効利用を促進します。さらに牧草作付による水田や畑における二毛作の推進により自給飼料面積拡大を促進します。



水田を活用した二毛作生産（飼料用オオムギ）

（2）家畜ふん堆肥の利用拡大

家畜ふん堆肥の水田等への施用、豚ふん堆肥を施肥した養豚農家の農地を活用した自給飼料生産など新たな需要先の確保と利用拡大を図るため、堆肥散布機械や自給飼料生産に係る機械等の導入支援や利用者ニーズに沿った堆肥づくりを進めるとともに、堆肥利用促進ネットワークの活用を促進します。

（3）担い手確保の取り組み

担い手減少や高齢化の現状を踏まえ、スマート技術の導入による省力化、経営継承支援や経営者意識の向上を目指した後継者育成を推進し、畜産経営の安定を図ります。

5 森林・林業：適切な森林整備の促進

○現状と課題

山地災害等から県民の生命財産を守り、社会機能を維持するため、森林の防災・減災対策や災害時からの早期復旧が必要であるとともに、松くい虫被害等を受けた海岸県有保安林等については、津波被害を軽減し飛砂や潮害から県民の生活を守るため、適切に復旧するとともに災害に強い森林に再生していく必要があります。

人工林の大半が一般的な主伐期を迎える中、整備の行き届いていない森林が多く存在していることから、森林資源の循環利用により、森林の有する多面的機能が十分に発揮できるよう、適切な森林整備の促進や県産木材の利用促進に係る取組が必要です。

○目指す姿

治山施設の整備や、被害森林の再生を含めた適切な森林整備の促進により災害に強い森林が整備されており、森林の持つ多面的機能が適切に発揮されている。

【数値目標】

項 目	現状（令和 7 年度）	目標（令和 11 年度）
森林整備面積	2.5 h a /年	10.2 h a /4 年

【重点施策・取組】

（１）治山施設等の整備推進

山腹崩壊や土砂の流出による災害の発生を軽減するため、山地治山事業などの山地災害対策を推進します。また、病虫害抵抗力の強いクロマツや広葉樹の植栽等により、自然災害に強い海岸県有保安林の整備・再生を行います。



（２）適切な森林整備の促進

森林環境譲与税を活用した各市主体の森林整備を促進するとともに、風倒被害森林の復旧や間伐等の適切な森林整備を推進します。



（３）県産木材の利用促進

公共建築物や民間施設等への県産木材の利用を促進します。また、建築物木材利用促進協定制度の活用による建築物一般における木材利用の取組を促進します。

第4 支援対象一覧、指標一覧、参考資料

1 支援対象一覧

整理番号	支援対象	区分	所在市等	備考
1	銚子野菜連合会	野 菜	銚子市	生産・出荷組織
2	銚子施設園芸組合	野 菜	銚子市 旭 市	〃
3	銚子市苺組合	野 菜	銚子市	〃
4	銚子西瓜組合	野 菜	銚子市	〃
5	銚子メロン組合	野 菜	銚子市	〃
6	銚子ゆでピー生産組合	落花生	銚子市	〃
7	銚子パパイヤ生産組合	野 菜	銚子市 旭 市	〃
8	千葉北部酪農農業協同組合銚子支部	酪 農	銚子市	〃
9	銚子酪農肉牛部会	酪 農	銚子市	〃
10	そうさ若潮牛振興協議会	肉 牛	銚子市 匝瑳市 他	〃
11	めぐり女子いろCOCO銚子	—	銚子市	学習・研究組織
12	飯岡メロン部会	野 菜	旭 市	生産・出荷組織
13	J Aちばみどり飯岡イチゴ部会	野 菜	旭 市	〃
14	飯岡洋菜部会	野 菜	旭 市	〃
15	飯岡野菜部会	野 菜	旭 市	〃
16	銚子施設園芸組合飯岡支部	野 菜	旭 市	〃
17	J Aちばみどり旭いちご部会	野 菜	旭 市	〃
18	海上いちご組合	野 菜	旭 市	〃

整理 番号	支援対象	区分	所在市等	備考
19	J Aちばみどりミニトマト研究会	野 菜	旭 市	〃
20	J Aちばみどり干潟園芸組合 ミニトマト部会	野 菜	旭 市	〃
21	J Aちばみどり干潟園芸組合大和芋部会	野 菜	旭 市	〃
22	J Aちばみどり干潟園芸組合胡瓜部会	野 菜	旭 市	〃
23	J Aちばみどり干潟園芸組合蔬菜部会	野 菜	旭 市	〃
24	J Aちばみどり旭胡瓜部会	野 菜	旭 市	〃
25	J Aちばみどり旭ミニトマト部会	野 菜	旭 市	〃
26	J Aちばみどり旭露地野菜部会	野 菜	旭 市	〃
27	海上野菜組合	野 菜	旭 市	〃
28	(農) 村悟空	野 菜	旭 市	〃
29	(農) 六軒家	野 菜	旭 市	〃
30	旭市果樹園芸組合	果 樹	旭 市	〃
31	共栄花き研究会	花 き	旭市他	〃
32	(農) おうめいワクワクお米クラブ	水 稻	旭 市	〃
33	海上採種組合	水 稻	旭 市	〃
34	(農) 米工房富浦	水 稻	旭 市	〃
35	(同) 矢指アグリシステム	水稻・酪農	旭 市	〃
36	(農) 干潟町企業養豚	養 豚	旭 市	〃
37	J Aちばみどり酪農対策協議会	酪 農	旭 市	〃
38	旭市飼料用米利用者協議会	養豚・養鶏	旭 市	〃
39	海上自給飼料生産組合	酪農・耕種	旭 市	〃

整理 番号	支援対象	区分	所在市等	備考
40	あさひ自給飼料生産組合	酪農・肉牛	旭 市	〃
41	東総コントラクター組合	酪農・肉牛	旭 市	〃
42	干潟肉用牛生産肥育組合	肉 牛	旭 市	〃
43	環境制御勉強組織N E X T	野 菜	旭 市	学習・研究組織
44	環境制御勉強組織ジェネーズクラブ	野 菜	旭 市	〃
45	海匠キュウリ農業女子ネットワーク	野 菜	旭 市	〃
46	ちばガーベラ研究会	花 き	旭市他	〃
47	旭市花卉生産者協議会	花 き	旭 市	〃
48	ちば花と緑の会	花 き	旭市他	〃
49	東二区農研	水 稻	旭 市	〃
50	旭市養豚推進協議会	養 豚	旭 市	〃
51	海上酪農組合	酪 農	旭 市	〃
52	J Aちばみどり畜産クラスター協議会	酪 農	旭 市	〃
53	うまい千葉の豚肉生産協議会	養 豚	旭 市	〃
54	J Aちばみどりそうさ園芸部	野 菜	匝瑳市他	生産・出荷組織
55	J Aちばみどりそうさ施設園芸部	野 菜	匝瑳市他	〃
56	(農) 栄宮農組合	水 稻	匝瑳市	〃
57	(農) 堀川西宮農組合	水 稻	匝瑳市	〃
58	(農) グリーンファーム椿	水 稻	匝瑳市	〃
59	(農) 山崎宮農組合	水 稻	匝瑳市	〃
60	J Aちばみどりそうさ自主開発米研究会	水 稻	匝瑳市	〃

整理番号	支援対象	区分	所在市等	備考
61	そうさの米研究会	水 稲	匝瑳市	〃
62	匝瑳市飼料用米推進協議会生産者部会	水 稲	匝瑳市	〃
63	匝瑳市飼料用米推進協議会利用者部会	畜 産	匝瑳市	〃
64	匝瑳市植木組合	植 木	匝瑳市	学習・研究組織
65	野栄養豚組合	養 豚	匝瑳市	〃
66	匝瑳市酪農組合	酪 農	匝瑳市	〃
67	匝瑳市肉牛部会	肉 牛	匝瑳市	〃
68	海匝地区指導農業士会	—	銚子市 旭 市 匝瑳市	〃
69	千葉県海匝農業士協会	—	銚子市 旭 市 匝瑳市	〃
70	J Aちばみどり青年部	—	銚子市 旭 市 匝瑳市	〃
71	J Aちばみどり女性部	—	銚子市 旭 市 匝瑳市	〃
72	アグリレディース海匝	—	銚子市 旭 市 匝瑳市	〃
73	千葉県鉢花生産者連絡協議会	花 き	銚子市 旭 市 匝瑳市他	〃
74	(香取・海匝支部)	水 稲	旭 市	〃
75	滝郷農地・水保全管理会	水 稲	旭 市	〃
76	富浦環境保全会	水 稲	旭 市	〃

整理 番号	支援対象	区分	所在市等	備考
77	鶴巻環境保全会	水 稲	旭 市	〃
78	万力支区環境保全会	水 稲	旭 市	〃
79	嚶鳴環境保全会	水 稲	匝瑳市	〃
80	吉崎環境保全会	水 稲	匝瑳市	〃
81	春海・椿海・豊和地区環境保全会	森林・林業	東金市	海匝地区の森林 整備を実施
82	千葉県森林組合北総事業所	森林・林業	匝瑳市	
83	八日市場林業組合	森林・林業	香取市	所在市は会長宅
84	香取・海匝原木しいたけ組合	森林・林業	木更津市	〃

2 指標一覧【達成指標】

項目	現状（令和 7 年度）	目標（令和 11 年度）
農業産出額（億円）	954 億円（5 年度）	1,000 億円
認定農業者（女性認定農業者）※ 1	1,299 経営体	1,300 経営体
新規就農者数※ 2	23 名/年	25 名/年
農業経営体育成セミナー修了者数※ 3	10 名/年	10 名/年
家族経営協定締結数※ 4	486 戸	494 戸
園芸品目販売金額※ 5 野菜 果実	330 億 2.3 億	350 億 2.5 億
省力化機械、高温対策装置・資材等の 導入件数 （補助事業の活用件数）（累計）※ 6	142 件 （令和 7 年度）	300 件
成果目標を達成した畜産クラスター協 議会数 ※ 7	2	5
堆肥利用促進ネットワーク登録数	81	85
森林整備面積	2.5 h a /年	10.2 h a /4 年
長寿命化事業の実施数	8 施設	9 施設
スマート農業 実証・導入数（うち園 芸関係）※ 8	216 件（112 件）	250 件（130 件）
担い手への農地の集積率※ 9	51.1%	60%
食品表示及び米トレの立入調査件数	18 件	72 件（延べ）
みどり認定認証件数	16 件	25 件
多面的機能支払交付金事業の対象面積	4,814 h a	4,900 h a
有害鳥獣による農作物被害軽減	25,678 千円 （2024 年度）	農作物被害額の減少を 目指します
基幹水利施設の機能診断及び保全計画 策定数	14	15
森林整備面積※10	2.5 h a /年	10.2 h a /4 年
農業経営収入保険の加入申込数※11	312 件	増加
飼養衛生管理マニュアル※12 の作成 農場率	67.8%	100.0 %

※ 1 3 市合計（国認定、県認定含む）経営体数 2025 年 3 月時点

※ 2 新規就農実態調査（担い手支援課）区分 農家跡継ぎ、新規参入、雇用就農（現状は令和 7 年度）

※ 3 農業経営体育成セミナーの 3 か年のカリキュラム修了者

※ 4 のべ締結数、現状は 2026 年 3 月末の締結数

※ 5 現状は、令和 5 年市町村別農業産出額（推計）

※6 令和7年度からの累計件数を目標とする

※7 畜産クラスター事業実施にあたって、協議会毎に、生乳生産量の増加や出荷頭数の増加、農業所得の増加など成果目標を設定します。

※8 「スマート農業の導入状況調査実施要領（県担い手支援課）」に基づく調査による

※9 「担い手の農地利用集積状況調査」による

※10 県有保安林の整備・再生面積の累計

※11 2026 年加入申込数 農業事務所調べ

※12 飼養衛生管理基準において、家畜所有者が遵守すべき事項として、獣医師等の専門家の意見を反映させた、飼養衛生管理マニュアルの作成を規定

重点施策・取組 【数値目標】

項目	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
冬春きゅうりの出荷量 （旭、干潟、そうさ きゅうり部会）	8,420t	9,000t
冬春ミニトマトの出荷量 （旭、干潟、そうさ ミニトマト部会）	1,398t	1,500t
トマトの出荷量（銚子施設園芸組合）	2,220t	3,440t
だいこん出荷量（銚子、海上、飯岡）	49,050 t	49,150 t
キャベツ出荷量（銚子、飯岡）	67,750 t	67,750 t
ねぎ出荷量（匝瑳）	3,100 t	3,250 t
基盤整備面積	0.0 h a	40.0 h a
担い手の農地集約化率	24.0%	55.0%
主要コントラクター5組織の 自給飼料作付面積拡大	266.5 h a	299.5 h a
森林整備面積	2.5 h a /年	10.2 h a /4年

3 参考資料 【海匝地域農林業の主要データ】

項 目	年	銚子市	旭 市	匝瑳市	海匝地域	千葉県	海匝 割合	県内 順位
世帯数(戸)	R7	25,072	25,382	13,112	63,566	2,958,657	2.1%	7
人 口(人)	R7	52,134	60,016	32,072	144,222	6,277,644	2.3%	7
農業経営体数	R7	757	1,567	796	3,120	26,413	11.8%	3
経営耕地3ha以上農業経営体数	R7	233	396	215	844	5,311	15.9%	3
販売額3千万円以上農業経営体数	R7	166	287	52	505	1,541	32.8%	1
経営耕地のある農業経営体数(経営体)	R7	739	1,504	776	3,019	25,894	11.7%	4
一農業経営体当たり経営耕地面積(ha)	R7	2.73	3.09	3.70	3.16	2.77	—	4
基幹的農業従事者(人)	R7	1,730	2,952	1,014	5,696	37,178	15.3%	2
基幹的農業従事者中65歳以上の割合(%)	R7	49.2%	56.7%	67.3%	56.3%	67.7%	—	10
総面積(ha)	R7	8,412	13,047	10,148	31,607	515,648	6.1%	10
耕地面積(ha)	R7	2,560	6,260	4,980	13,800	119,300	11.6%	4
田(ha)	R7	530	3,880	3,190	7,600	70,800	10.7%	4
畑(ha)	R7	2,030	2,370	1,790	6,190	48,500	12.8%	3
耕地面積/総面積(%)	R7	30.4	48.0	49.1	43.7	23.1	—	1
農業産出額(億円)	R5	233.8	559.4	161.4	954.6	4,029	23.7%	1
米(億円)	R5	5.3	35.4	30.4	71.1	569	12.5%	4
野菜(億円)	R5	144.8	160.2	24.7	329.7	1,336	24.7%	1
畜産(億円)	R5	81.9	339.5	91.3	512.7	1,501	34.2%	1
基盤整備率(%)	R6	21.8	64.0	40.4	47.7	50.5	15.2	2
田(%)	R6	22.2	79.4	35.7	57.1	58.0	13.1	3
畑(%)	R6	21.7	38.9	48.6	36.2	33.6	23.5	2
水稻(子実用)作付面積(ha)	R7	437	3,050	2,870	6,357	54,800	11.6%	4
乳用牛飼養頭数(頭)	R2	1,346	1,259	1,109	3,714	26,931	13.8%	—
肉用牛飼養頭数(頭)	H22※	4,567	7,150	5,074	16,791	41,003	—	—
豚飼養頭数(頭)	R2	12,680	249,202	23,222	285,104	575,219	49.6%	—
採卵鶏成鶏めす羽数(千羽)	R2	1,008	1,673	1,169	3,850	13,365	28.8%	—

※世帯数、人口 「千葉県毎月常住人口調査 R7.12.1現在」

※農業経営体数、基幹的農業従事者等 「2025年農林業センサス」

※総面積 「令和7年全国都道府県市区町村別面積調(10月1日時点)」国土地理院

※耕地面積、県農業産出額、水稻作付面積等「農林水産統計」

※各市農業産出額「市町村別農業産出額(推計)」農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果(農林水産省)

※家畜飼養数「2020年農林業センサス」(肉用牛の管内飼育頭数は、2010農林業センサス(2020は秘匿あり))

千葉県海匝農業事務所

◇本 所 〒289-2141 千葉県匝瑳市八日市場八671

総 務 課 ☎ 0479 (72) 1556 Fax 0479 (73) 5296

地 域 整 備 課 ☎ 0479 (72) 1558 Fax 同 上

指 導 管 理 課 ☎ 0479 (72) 1559 Fax 同 上

大区画基盤整備課 ☎ 0479 (72) 1560 Fax 同 上

◇分庁舎 〒289-2504 千葉県旭市二の 1997-1

企 画 振 興 課 ☎ 0479 (62) 0156 Fax 0479 (64) 2502

改 良 普 及 課 ☎ 0479 (62) 0334 Fax 0479 (62) 4482

千葉県北部林業事務所

〒289-1321 千葉県山武市富田ト 1177-7

総 務 課 ☎ 0475 (82) 3121 Fax 0475 (82) 4463

森 林 振 興 課 ☎ 0475 (82) 3126 Fax 同 上

森 林 管 理 課 ☎ 0475 (82) 3121 Fax 同 上